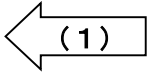
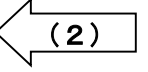
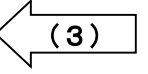


骨子案 療育支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
4 障害のあるこどもの療育支援体制の充実 障害のあるこどもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の構築を図ります。 医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のあるこどものニーズに的確に対応するため、事業所における支援の質の向上を図ります。 さらに、重症心身障害児（者）等が入院・入所する千葉リハビリテーションセンターについて、県民ニーズに対応できるよう施設の再整備を進めます。	（１）障害のあるこどものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 障害のあるこどもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められている。 【Ⅱ 取組の方向性】 児童発達支援センターを中核とした、地域における療育支援体制の構築を目指すため、設置に当たっての課題に関する意見を聴きつつ、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを活用するなど、地域の実情に応じた支援体制の構築を促す。	（１） ○県独自数値目標 ・児童発達支援事業所数 ・放課後等デイサービス事業所数 ・保育所等訪問支援事業所数 ・児童発達支援センター数 ○厚労省指針（成果目標） ・児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保【R11 目標】 ・インクルージョン推進のための、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置【R11 目標】
	（２）障害のあるこどもと家族への在宅支援機能の強化	（２） 【Ⅰ 現状・課題】 障害のあるこどもや家族が身近な地域で支援を受けられるよう、居宅介護、訪問看護、短期入所等を充実させるとともに、市町村や中核地域生活支援センター、児童相談所との連携により家庭の多重困難の状況を把握して社会福祉につなげたり、早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要である。 【Ⅱ 取組の方向性】 障害のあるこどもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、在宅支援の環境整備に努める。	（２） ○県独自数値目標 ・短期入所事業所数 ・医療型短期入所事業所数 ・居宅介護事業所数
	（３）地域における相談支援体制の充実	（３） 【Ⅰ 現状・課題】 障害のあるこどもの早期支援には早期発見が必要であることから、障害認定の有無にかかわらず、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、在宅の障害のあるこどもや療育を実施している事業所がこどもや家庭、保育所等に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進が求められる。	（３） ○厚労省指針（成果目標） ・関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【R11 目標】

	(4) 障害のあるこどもへの医療・福祉サービスの充実	【Ⅱ 取組の方向性】 障害児等療育支援事業を推進するほか、きめ細やかな相談支援体制の充実のため、相談支援専門員等を対象とした知識や技術を向上させるための研修を実施する。 (4) 【Ⅰ 現状・課題】 医療的ケアが必要なこどもとその家族等が適切な支援を受けられるように、千葉県医療的ケア児等支援センター「ぼらりす」を設置し、様々な相談にワンストップで対応しているが、在宅において安心して生活するためには、支援を調整するコーディネーターの配置を促進、関係機関の連携調整を行うための体制の整備が必要であるほか、在宅の医療的ケアについては、地域資源に偏りがあることから、医療型短期入所事業所等の確保に向けた働きかけが必要である。 【Ⅱ 取組の方向性】 医療的ケアが必要なこどもが適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて支援人材の育成や地域の支援体制の構築を支援するとともに、関係機関等の連携を図るための協議の場の活用やコーディネーターの配置を働きかける。	○厚労省指針（地活事業） ・障害児等療育支援事業実施見込み箇所数・実利用者数【各年度見込】 ← (4) ○県独自数値目標 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催した市町村数 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町村数 ○厚労省指針（成果目標） ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保【R11 目標】 ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保【R11 目標】 ・強度行動障害を有する障害児に関する支援体制の整備【R11 目標】 ○厚労省指針（活動指標） ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数見込【各年度見込】 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【各年度見込】 ○厚労省指針（その他） ・指定障害児入所施設等必要入所定員総数【各年度】 (5) ○県独自数値目標 ・幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合
	(5) 障害のあるこども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	(5) 【Ⅰ 現状・課題】 障害のあるこどもが、それぞれの発達段階や障害の特性に応じた教育を十分に受けられる取組が必要であり、学校全体での特別支援教育の充実を図ることが不可欠である。また、ICT 教育環境が整備される中にあって、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要がある。	

	(6) 難聴児の支援	【Ⅱ 取組の方向性】 障害のある こども への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に取り組む。また、地域社会の中で一員として豊かに生きることができるよう、多様な学びの場の整備と、一人一人のこどもがその力を発揮できる取組の充実を図る。 (6) 【Ⅰ 現状・課題】 出生した全ての こども が新生児聴覚検査を受けられるよう、県内統一の受診券方式による受検体制の整備を行っている。聴覚に障害のあるこどもを含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や、寄り添った教育等のため、職員の専門性向上に向けた取組の充実が求められている。 【Ⅱ 取組の方向性】 新生児聴覚検査について、全ての こども が受検できる体制を継続できるように、保護者への啓発を継続するほか、児童発達支援センターや特別支援学校等の連携強化を進め、難聴児を支援する体制の確保を図るだけでなく、難聴児が地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、聴覚障害教育についての専門性を有する教員を育成する。	・ 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が引継ぎに活用された児童等の割合 ・ 特別支援教育に関する校内 研修実施率 ・ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率 (6) ○厚労省指針(成果目標) ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築【R11 目標】
--	-------------------	---	--